

マイナ保険証施行に伴う自立支援医療の 各種手続きにおける保険証の確認方法について

マイナ保険証施行に伴い、令和6年12月2日以降新たな保険証が発行されなくなります。自立支援医療の各種手続きでは保険証の確認が必要となりますので、令和6年12月2日以降窓口で更新等のお手続きをする場合は、次のとおり窓口にて確認させていただきますのでご連絡いたします。なお、現在お持ちの保険証は有効期限切れや保険証が変わった場合等を除き、1年間(令和7年12月1日まで)は利用可能となりますので、1年間は従来どおり保険証を持参してのお手続きが可能です。

また、生活保護を受給されている方で保険証をお持ちでない方は従来どおり保険証又は資格確認書等をお持ちいただく必要はありません。

●マイナ保険証を利用していない方

加入している保険者から交付された「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を窓口にご持参いただき、写しをとらせていただきます。

●マイナ保険証を利用している方（①か②のどちらかで確認します）

①スマートフォン等の端末でマイナポータルにアクセスしていただき、医療保険者の資格情報の画面を窓口で確認させていただき、その画面を印刷したものをご提出いただきます。

※印刷したものをご持参することが難しい場合は、資格情報の画面を市役所の公用パソコンにて撮影・印刷させていただき対応します。

②加入している保険者から交付された「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を窓口にご持参いただき、写しをとらせていただきます。

【問い合わせ先】

滝川市保健福祉部福祉課
障がい福祉係
電話：0125-28-8022（直通）